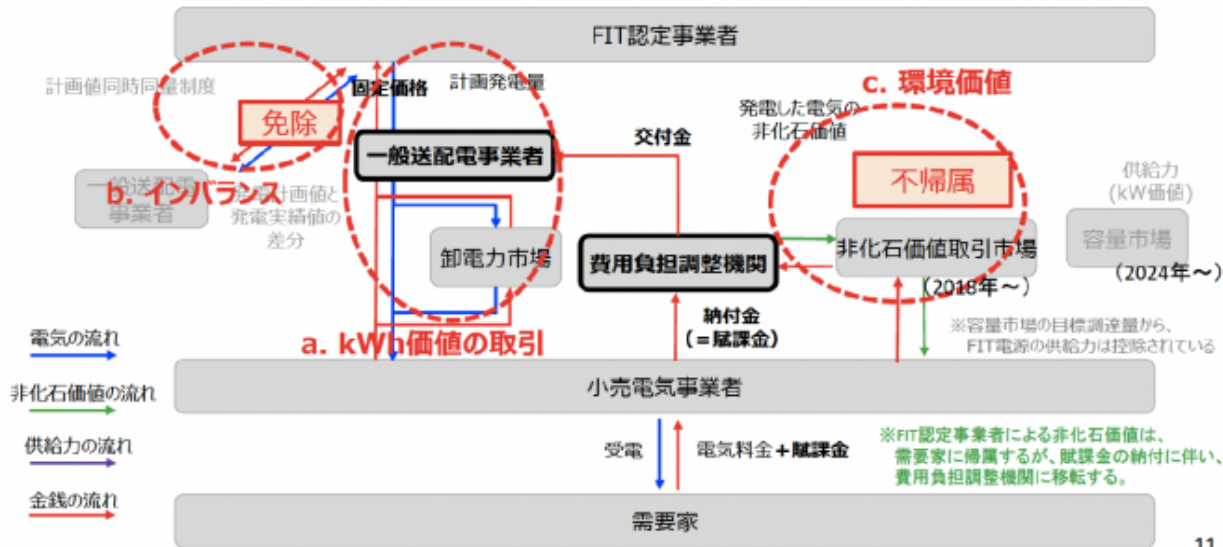


全体像まとめ：市場への統合に向けた論点

- 再エネの主力電源化や、将来の自立化を見据え、FIT制度における市場取引を免除された仕組みを改め、他の電源と同様に市場で取引する仕組みとすべきではないか。
- その際、インバランスについて、一定程度の義務を負う仕組みとすべきではないか。また、環境価値の帰属をどのように整理すべきか。
- また、a.～c.の各市場・制度についてそれぞれ検討。



11

??

A????????????????????(kWh)???

B????????????????????kW????????

C????????????????????

*??

????????????????????A?kWh????B?kW????C:????????

????????FIT??=kWh????????????????????

??kW??

????????????????FIT??FIT????????????????????

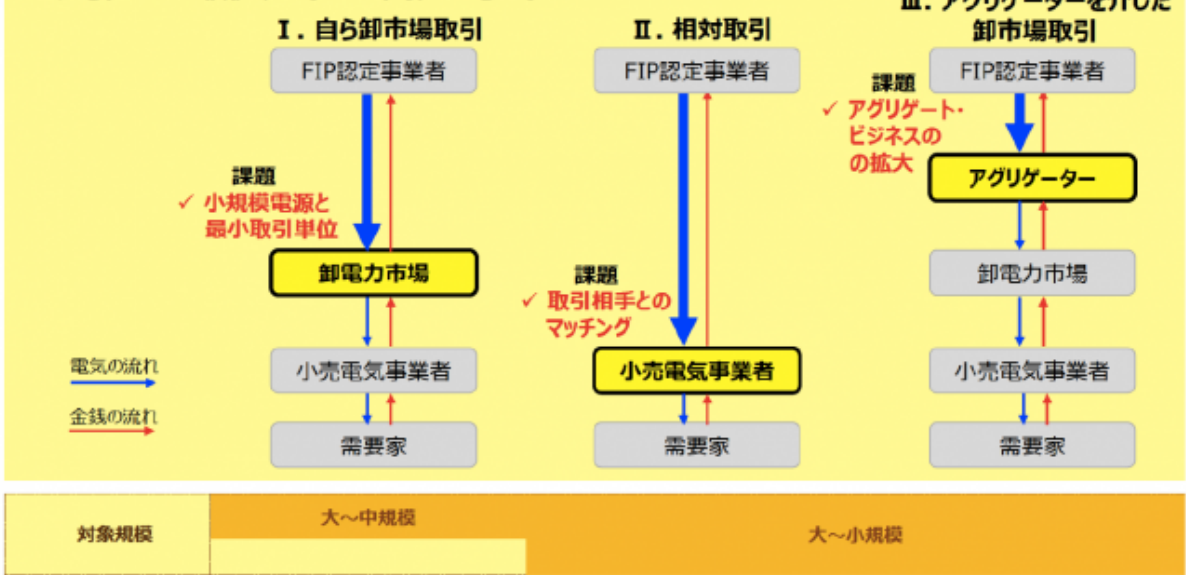
Q?:FIP???kWh????????????????

????FIP???kWh??kW????????????????3????????

a. kWh価値： kWh価値の市場取引方法

- 再生可能エネルギーを市場へ統合していくためには、発電事業者が本来実施しているkWh価値の市場取引を、再エネ発電事業者も自ら行うべき。
- また、それによって、より多くの小規模再エネや自然変動型再エネが自ら市場で取引できるようになると考えられる。そうした再エネ発電事業者が適正にkWh価値を市場で取引できるような環境整備も重要。

<想定されるkWh価値の主な市場取引方法と主な課題>



13

1???FIP????????????????????2????????????????????3????????????????????

1???2??aggregate????????????????????
 ???VRE??

FIP??FIP????????????75GW???70%???10????????????????????

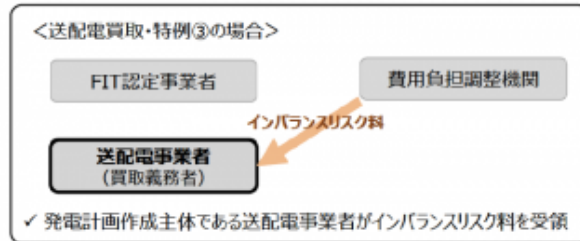
Q?:????????????????????????????????????

????kW????????????????FIT????????????????????????????????????FIT????????????????????????????????

b. インバランス：インバランスによる負担への対応

- インバランス特例の見直しに当たっては、事業環境整備と再エネ発電事業者の習熟が進むまで、**経過措置としての負担軽減の仕組みが必要ではないか。**
- 例えば、現行FIT制度では、**発電計画作成主体（買取義務者等）にインバランスリスク料が交付されている。**これを応用すると、当初は**同様にインバランスリスク料を交付し、徐々にインバランスリスク料を減らしていく**という方法が考えられる。ただし、発電計画に沿った発電によりインバランス発生を抑制するインセンティブが残るよう、**インバランスリスク料の設定については工夫が必要。**

<FIT制度のインバランス精算とインバランスリスク料>



<諸外国の類似制度のインバランスコストの考え方>

主要国におけるFIP制度では、他電源同様、再生可能エネルギーにもインバランス義務がある。

| ドイツ | 英国 | オランダ |
|--|--|---|
| プレミアム上乗せ <small>（管理プレミアムとして一定額を上乗せ（2015年に終了））</small> | 入札額に含む <small>（事業者がインバランスリスクを織り込んだ額を入札）</small> | 参照価格を調整 <small>（参照価格からバランシングコストを差し引くことで補填）</small> |

????????????????????

??FIT??

?????????FIP??
????????????

??
??

Q?:??????????????

??????10/15??

??

??
??????????

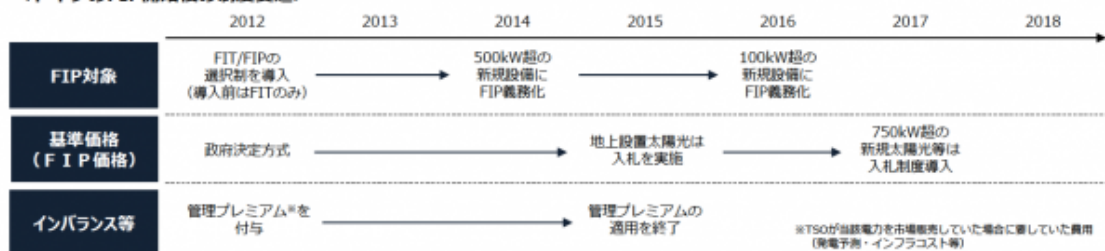
??
??

FIP制度の詳細設計についての基本的な考え方（案）

FIP制度については、基準価格（F I P 価格）・参照価格の他にも細かい論点が多いため、まずは次のような基本的考え方に沿った取りまとめを行い、今後詳細の制度設計を行っていきべきではないか。

- ① 長期的な卸市場価格の低迷などの予見性を著しく損なうリスクは最小化しつつ、電源の特性を踏まえ、市場価格の変動に対応する発電行動を促す仕組みとする。
- ② 対象電源については、市場への統合による効果が期待できるもの（競争電源）を念頭に置きつつ、各電源の導入量やコスト低減等を踏まえ、調達価格等算定委員会において適用対象を決定する。
- ③ 基準価格（F I P 価格）の決め方（上限価格や募集量等の入札の条件等）や、参照価格の決め方（参照する期間や時期等）は、制度開始後も調達価格算定委が電源の実態や入札結果等も踏まえながら、ファインチューニングしていける柔軟な制度とする。

<ドイツのFIP開始後の制度変遷>



29

???3??FIP??

This entry was posted on Wednesday, November 6th, 2019 at 2:00 pm and is filed under ???.
??????????????

You can follow any responses to this entry through the [Comments \(RSS\)](#) feed. Both comments and pings are currently closed.